

# フェミ科研費裁判 支援の会

## 目次

- 原告より「裁判を終えて」
- 支援会の今後について
- 報告集会（2023年9月）と報告集作成のお知らせ

## 勝訴確定！

2023年5月30日大阪高裁は杉田水脈議員に対し  
33万円の賠償支払いを命じました。  
京都地裁の不当判決を覆す逆転勝利でした！



杉田水脈議員の名誉毀損を認め損害賠償の支払いを命じた大阪高裁控訴審勝訴判決が確定しました。4年間もの間ご支援くださった皆様に、支援会一同、厚くお礼申し上げます。

## 学術研究への干渉の歯止めとなることを願って： 裁判勝訴のご報告とお礼

牟田和恵

私たち4名が原告として杉田水脈衆院議員を相手取って闘った「国会議員の科研費介入とフェミニズムバッシングを許さない裁判（略称：フェミ科研費裁判）」の控訴審で、一部勝訴の判決を得て裁判が集結しました。地裁段階からご支持ご支援いただいた皆様にあらためて感謝申し上げますとともに、5月30日の大阪高裁控訴審判決はじめ本裁判の一連の経過についてご報告します。

### \*杉田議員の発言の不法性を認めた画期的勝訴

杉田議員は、2019年初めから私たちが行った科研費研究について、実名を挙げながらSNSやインターネットTV、書籍雑誌等で誹謗中傷と侮辱を繰り返しました。高裁判決はそれらのうち、科研費使用に問題がある、ずさんな経理をしている等の発言を、牟田への名誉毀損にあたる不法行為と認め、慰謝料として33万円の賠償を命じました。杉田氏側に忤度したとしか思えない京都地裁判決を覆した大阪高裁に敬意を表したいです。

国会議員でありながら、研究者に対して研究費の不正使用を根拠なく匂わせる発言が明確に名誉毀損と認定されたことの意義はとて大きいと考えます。杉田議員には真摯な反省をして今後このような言動を行わないよう求めたいです。そしてこの判決は研究だけでなく、女性支援を行う団体に対して根拠なく「公金使用に問題がある」という言い方がかりがなされていることに対しても歯止めになると考えています。

### \*残念な判断部分

しかし高裁判決には残念な点も少なからずありました。まず、杉田議員の行った誹謗中傷について、「一般読者の普通の注意や読み方を前提とすると（名誉毀損にあたらぬ）」という言い方が頻出し、昭和39年の最高裁判決などが挙げられていますが、今回私たちがさらされたのはかつてとは異なるネット上での誹謗中傷であるという大きな違いがあります。ネット上の攻撃（ネットリンチ）では死に追いやられる事件すら起こっているほどです。しかも杉田議員は意図的にそうした攻撃を扇動しているのに、高裁判決ではそうした悪質性、被害の重篤さがまったく考慮されていません。



## 学術研究への干渉の歯止めとなることを願って： 裁判勝訴のご報告とお礼 つづき

また杉田議員は私たちの研究内容について、「とんでもない研究」と評し、研究に全く価値が無いような発言を繰り返しましたが、これらについて判決は、研究内容への批判に過ぎず人身攻撃に及ぶものではないから不法行為とは言えないと繰り返しています。私たちの研究成果について杉田議員が「ねつ造」と述べたことも、慰安婦には強制性は無かった・慰安婦問題はねつ造だ、とする彼女の持論を述べただけで私たちの研究をねつ造と言ったわけではないと片付けています。こうした侮辱は私たち原告の研究者生命にかかわる攻撃であることが全く理解されていないのです。

ネットカルチャーは、フェミニズムや女性を叩きバッシングすることに親和的です。元々杉田議員は政治姿勢として「女は嘘をつく」「男女平等は妄言」などと主張し続けていましたが、判決は元々そういう姿勢を明らかにしていたから私たちへの誹謗もその路線上であって意見論評にすぎないと判断しています。これでは差別的言辞を常日頃から弄していれば誰に何を言っても咎められることはないと言っているのと同じで、まったく納得できる判断ではありません。

### \* 上告をしない理由

以上のように大阪高裁判決は、杉田議員の不法行為を認めた大きな意義のある判決ですが、問題も多々あります。私たちは最高裁への上告も検討しましたが、最高裁の審理対象は憲法判断などに限定されていますから、私たちの主張の内容が再審理されることは期待できません。私たちはそれよりもむしろ広く社会に向けた言論によって高裁判決の不十分さやおかしさを発信していくことに努力するほうがより効果的ではないかと判断しました。

### \* 提訴時を振り返って

ネット上でいきなり名指して誹謗中傷され愚弄嘲笑されて、彼女のフォロワーたちからも暴言を浴びせられて衝撃を受けたものの、裁判を起こすというのは簡単に決断できることではありませんでした。時間もエネルギーも奪われることは分かっていたし、「あんなチンピラ議員の言うことなど誰も真に受けていないし、ほうっておけばいいよ」と好意からのアドバイスもいただきました。それでもなお、提訴に踏み切ったのは、もし杉田氏の私への攻撃をこのままに放置していると、彼女や同様の勢力がさらにフェミニズムや学問研究への攻撃をしてきたとき、私たちの受けた攻撃内容があたかも既成の事実としてみなされてしまう可能性があると考えたからです。税金の無駄遣い・テーマが研究にふさわしくない等という杉田議員の発言に牟田ら

## 学術研究への干渉の歯止めとなることを願って： 裁判勝訴のご報告とお礼 つづき

は何も反論もしていなかったから、やはりなんらかの問題があったのだろう、学問の自由の名目で恣意的な研究がなされないよう監視が必要、などといった反応や受け止め方が出かねないと懸念したのです。

じっさい提訴後まもなく日本学術会議会員の任命拒否という事態も起こりましたから、その懸念は外れていなかったのです。この裁判、そして支援してくださった皆様とშიや情報が共有できたことで、多少なりとも政治の学術への介入の歯止めになることを心から願っています。

## 科研費裁判を終えて

岡野八代

2019年2月に京都地裁に自民党衆議院議員杉田水脈氏を名誉棄損で提訴し、ようやく2023年5月に大阪高裁にて結審しました。裁判においては、名誉棄損を争いましたが、わたしにとってこの闘いは、むしろ大きな政治的な流れに抗するための、とても重要な闘いでした。そのため、2018年春から始まる、牟田和恵さんを代表とするわたしたちの科研費研究に対する杉田議員からの攻撃に、どう対応するか考えるなかで、多くの研究仲間からは、時間や労力の無駄だからそんな誹謗中傷は放っておいたほうがよいという、わたしたち原告を慮ったアドバイスをいただいたにもかかわらず、こうした不当な政治介入にはしっかりと反対の声を上げないといけないと、提訴に踏み切りました。

本裁判をどう呼ぶのかについても、原告団のみなさんと話し合い、これはフェミニズムに対する攻撃だとはっきりと明示したほうがよいと現在の呼称に決めました。そうこの闘いは、裁判闘争であると同時に、日本社会に根づこうとしている、女性差別や歴史捏造に対する政治的な闘いでもありました。

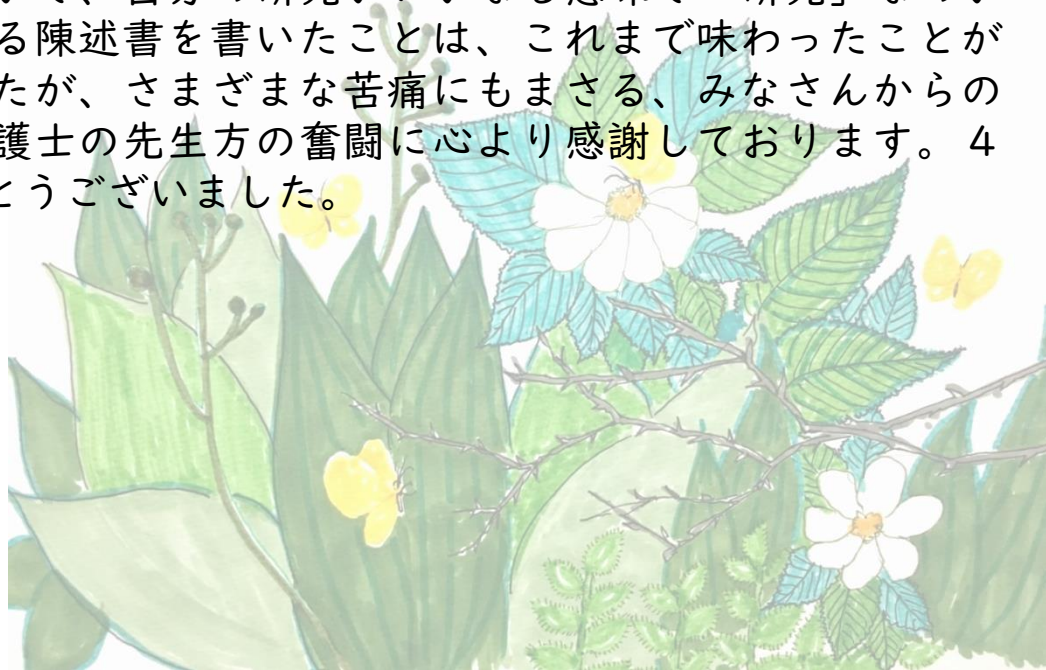
ですのでわたしにとっては、この4年あまりを振り返るというよりも、本裁判のことを考えると、2012年12月に改憲を掲げてスタートした第二次安倍政権の憲法を破壊しようとする反動政治のことを振り替えざるをえません。いや、もっといえば、わたしにとって本裁判は、91年の金学順さんの告発から社会問題化し、93年——安倍晋三氏が国会議員になった年です——には河野談話という形で、日本政府の関与と責任を認めたにもかかわらず、いまでは外務省もその事実を歪曲す

するようになってしまった、日本軍「慰安婦」問題にも関わる、この30年の日本の政治を振り替えざるをえないような大きな問題の一端に他なりません。

したがって、わたしたちの共同研究が元安倍首相の手引きによって自民党衆議院議員となった杉田氏によって攻撃されたことも、拙稿「日本軍「慰安婦」制度はなぜ、軍事「性奴隷制」であるのか」（『世界』2014年11月号）が、「最初っからこれは結論ありきで、研究でもなくて、自分の考えを表明しているだけなんですよ」と小ばかにされたのも、偶然ではなく、歴史的な理由があります。そして、2022年5月25日の驚くべき京都地裁での全面敗訴も、一部勝訴とはいえ2023年5月の大阪高裁における、わたしたちの研究そのものに対する杉田議員からの攻撃を単なる意見論評と解する判決も、この30年の日本政治の流れに掉さず判決だったのでしょう。

ただこのように振り返るとはいえ、わたしたちの闘いが時間の無駄であったといおうとしてはありません。この4年間の裁判闘争を通じて、なによりも多くの方の熱い支援に支えられました。そして、意見書を執筆していただいたり、支援の会が主催するシンポジウムや講演にかけつけていただいたりした、研究上の仲間たちが一緒にこの問題を考えてくれました。なにものにも代えがたいこうした貴重な経験と共に、4年の裁判闘争のなかで、研究者のわたしにとっては最も大切な思想・良心の自由を攻撃しようとする政治勢力に対して、自分の信念を裁判所だけでなく、小さな講演会・集会で語り、また少なくともメディアで報道されることで、現在日本社会でなにが起こっているのかを可視化することができました。

この4年間のなかで、自分の研究がいかなる意味で「研究」なのかを裁判所に説明する陳述書を書いたことは、これまで味わったことがない苦い経験でしたが、さまざまな苦痛にもまさる、みなさんからの支援、なにより弁護士の方の奮闘に心より感謝しております。4年間本当にありがとうございました。



伊田久美子

2019年2月の提訴から4年を費やしたフェミ科研費裁判を杉田議員への賠償命令という結果で終えることができました。コロナ禍とすっかり被った裁判闘争ではありましたが、数少ない公判にはたくさんの方々が傍聴に来てくださいました。原告が裁判についてお話しさせていただく機会もたくさんいただきました。なかでも一審の後半で原告の意見陳述をすることになりましたが、忘れていたいろんなことを思い出す機会になり、感慨深いものがありました。

私が、自分が侮辱されたわけでもないのに原告として参加したかについては、繰り返し述べているように、フェミニズムや女性学・ジェンダー研究への攻撃であると考えたからです。アカデミアの周辺にようやく多少の市民権をえられた、という段階に過ぎない科研費のジェンダー細目（当時）への国会議員の立場を持つ者からの攻撃は看過できないと思いました。陳述では70年代からのフェミニズム運動やジェンダー研究の経緯を思い出して、本当にかつてはアウェイだったなーという感慨を持ちつつも、裁判所にいると、かつてのアウェイ感が蘇ってくるようでもありました。以前に比べたら、女性の判事や弁護士など専門職の女性も珍しいとはいえない状況になったとはいえ、裁判所という場ではアカデミアの多少の変化以前の状態に滞留しているような既視感のある気配を感じました。水木しげるさんの描いた妖怪に「塗り壁」という妖怪がいますが、ああいうものが立ちはだかっている印象でした。そしてご存じのように1審は予想を超える「とんでも判決」だったわけです。

第2審は大阪高裁という、私にとっては最悪の記憶が残る場となりました。私は1970年代の学生時代から甲山冤罪事件の支援をしてきました。この冤罪は警察の差別と偏見を総動員した見込み捜査に端を発しています。障害児への差別とともに、女性、そして女性支援職への偏見も動員されていました。女性職員の生理の時期をたずねるという「捜査」までされたのです。事件と裁判の詳細は以下の記事に適切に解説されていますので、是非ご一読ください。

[http://www.jca.apc.org/kabutoq/toha/t\\_honbun.html](http://www.jca.apc.org/kabutoq/toha/t_honbun.html)

この裁判は民事の国賠訴訟から再逮捕という劇的展開により刑事裁判となり、実に3度の完全無罪判決が出て、ようやく1999年に山田悦子さんの無罪が確定しました。その間に1審神戸地裁の完全無罪判決を破棄したのが大阪高裁判決だったのです。

1審の神戸地裁とは打って変わって、裁判官の態度はきわめて権威主義的であり、高いところから傍聴席を見下し（まあ物理的にそういう位置関係なのですが）、訴訟指揮がおどろくほど横柄で権力的で、ちょっとしたことで何人も退席させられることが続きました。当初から一審を破棄する方針が丸見えの裁判でした。この同じ場所で辛うじて杉田議員に賠償が命じられたことは、私にとっては悪い記憶を塗り替える画期的な経験でした。もちろん2審判決には指摘されるようにたくさんの限界があります。しかし研究費の不正使用というもっとも重大な案件を認められるという貴重な成果は、今後とも声を大にして拡散していきたいと思います。もとより名誉毀損裁判は「一般人の普通の理解」を基準にするわけですから、変わらない社会（についての司法の認識）の枠内での議論であり、社会を変えていく立場からは自ずから限界があります。2審前に、弁護士さんと話し合う中で飛び出した「場外乱闘」の重要性を思わずにはられません。今回の勝訴は1審以来の多くのみなさまとともに取り組んだ「場外乱闘」の成果であることも銘記したいと思います。弁護団、支援の会、サポーターのみなさまに、心より御礼申し上げます。

## 大阪高裁判決を受けて

古久保さくら

2023年5月30日に大阪高裁判決が出され、杉田水脈氏の不法行為が一部とはいえ認められ、本当に安どしています。

一審判決を覆せたのは、多くの支援者のみなさんが注目をし続けてくれたからだ感謝の思いでいっぱいです。毎回の期日に裁判所まで傍聴に来て下さったみなさん、ありがとうございました。原告席から皆さんの顔が見えると本当に心強い思いがしました。カンパを寄せてくださったみなさん、ありがとうございました。通帳に記入されるおなまえをひとつひとつをみながら、支えられているという安心感を感じ、がんばろうという気持ちを維持できました。注目して下さっていた皆さんにも感謝です。多くの人々が関心をもち続けてくださったことが、高裁での逆転判決につながったのだと思います。

今回の原告たちは、科研費の共同研究者であるとともに、長年の友人でもありました。うち3名は80年代の半ばの京都大学出身の女子大学院卒業生対象の調査をやったときからの知り合いでもあり、4人とも「フェミニズムを伝える・学ぶ・つながるサイト」をモットーとしてサイト運営を行っているNPO法人ウィメンズアクションネットワーク

の理事として苦楽を共にしてきました。この強い紐帯があったからこそ、この裁判の原告として団結して闘い続けられたのだと思います。

高裁判決のときの写真を見ると、損害賠償が全く認められなかった伊田・岡野・古久保の3名が満面の笑みで喜んでいたり、安どの涙を流していて、損害賠償が認められた牟田さんは難しい顔をしています。これも、牟田さんへの損害賠償というかたちで、このフェミ科研費研究に対する不当な攻撃があったことが認められたことを、自分ごととして受け止めたからにはほかなりません。

裁判を通じて、私は、名誉棄損の構成要件である「事実の適示により名誉を毀損された」あるいは「人格を否定された」と認められることがこんなにも難しいのか、と考え込むことになりました。

私は大学でジェンダー問題について人権教育として総合教育科目を20年以上担当してきました。性・セクシュアリティをめぐってジェンダーに基づく不平等状況があるという現状を伝え、暴力をふるわない暴力を許さない、他者と平等な関係を築き上げることのできる人になってもらいたいとして、授業を組み立ててきました。性暴力の対応・防止のための実践活動の担い手にもゲストスピーカーにきてもらっています。授業の中では性器の名前を口に出すこともためらわず、性の問題を真正面から議論すべき社会的問題として教育してきました。この科研費研究のなかで、大学における性をめぐる教育の方法開発研究のために開催したコロキウムを、「はずかしいもの」「研究じゃないもの」としてインターネットテレビを通じ杉田氏に「嘲笑」されたことは、自分の職業生活そのものを否定されたような屈辱を感じ、自分の名誉が棄損されたと思いました。しかしながら、高裁判決においても、その部分にたいしては「名誉棄損」があったとは認められていません。私にとっては「嘲笑」とみえる杉田氏の行為は、「恥じらいの表現」として裁判所には解釈され、私の人格を否定してはならず、名誉は毀損されていないとみなされたのでした。

裁判で認められる人格否定は本当に狭いものとして扱われているように思います。また、今日では「嘲笑」や名誉棄損的発言がSNSを通じてあっという間に拡散され増幅されていきますが、そこに対する認識も裁判所にはありませんでした。この理解を変えていかなるためには法定外で発信をしていくことが重要なのだろうと、あらためて法定の外で行動していくしかないのだと、改めて思っています。





## 支援会の今後について

- フェミ科研費裁判支援会のホームページは、当裁判の歴史的意義を鑑み、当面のあいだそのままに残しておく予定です。 <http://kaken.fem.jp>
- 支援会のお問い合わせアドレス [info@kaken.fem.jp](mailto:info@kaken.fem.jp)は当面はお使いいただけますが、今年度を目途に閉鎖する予定です。
- 支援会では、**2023年9月（予定）に報告集会、来年度2月を目途にフェミ科研費裁判の記録として最終報告集の作成を予定しております。**詳細が決まり次第メールマガジンやSNSアカウントを通じてお知らせさせていただきます。

## 支援の会へのお問い合わせ



国会議員の科研費介入とフェミニズムバッシングを許さない裁判支援の会

(略称・フェミ科研費裁判支援の会)

<http://kaken.fem.jp/>



事務局へのお問い合わせ

[info@kaken.fem.jp](mailto:info@kaken.fem.jp)

フェミ科研費裁判支援の会は、こちらからも、さまざまなお知らせをしています。フォロー、情報拡散にご協力ください。



Twitter

[@femikaken\\_shien](https://twitter.com/femikaken_shien)



Facebookページ

<https://www.facebook.com/femikakenhi/>